

平成 30 年 4 月 9 日

保護者各位



認定こども園 舞戸保育所

園長 吉田 諭大

保育料決定通知書について

入園式・進級式から一週間が経ち、子どもたちも少しずつ落ち着きをみせてきました。これからのこども園生活が充実したものになるよう職員一同頑張っておりますので、よろしくお願いします。

さて、鯉ヶ沢町福祉衛生課より平成 30 年度 4～8 月分の保育料決定通知書が届きましたので配布します。

保育料は市町村民税所得割課税額により決定されています。

(4～8 月分…平成 29 年度市町村民税所得割課税額により決定。9～3 月分…平成 30 年度市町村民税所得割課税額により決定。)

保育料の切り替えの時期は 9 月となり、切り替えが発生した方には改めて通知されます。

今回決定した保育料は、平成 29 年度 9～3 月分と同様に平成 29 年度市町村民税所得割課税額により算出されていますが、幼児教育の段階的無償化の推進(市町村民税非課税世帯の第 2 子無償化・年収約 360 万円未満相当世帯の保護者負担軽減)により、保育料が変更になっている場合があります。

認定こども園の利用は保護者と園との直接契約ですので、町が定めた保育料を毎月こども園に納めて頂くことになります。

保育料納入袋を毎月 20 日頃に配布しますので、なるべくおつりのないよう、**おたよりホルダーに挟んで、毎月 25 日までに持たせてください。**

※保育料は土曜日や夕方など、銀行が開いていない時間にはご持参いただかないようご協力をお願いします。

※保育料の決定について何かご不明な点がございましたら、鯉ヶ沢町福祉衛生課 子ども家庭班までおたずねください。